

小規模多機能ホーム サポートセンターおぐら24

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿屋市指定 第4690300084号)

当事業者は利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援・要介護認定の結果「要支援」又は「要介護」と認定された方が対象となります。但し、要支援・要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

(作成日) 令和6年4月1日

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業の目的.....	1・2
4. 運営方針.....	2
5. 事業実施地域及び営業時間.....	2
6. 登録定員及び利用定員.....	2
7. 職員の配置状況.....	2・3
8. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3・4・5・6・7・8
9. 秘密保持及び個人情報.....	8
10. 記録の閲覧、謄写を求めた場合.....	8
11. 苦情の受付.....	8・9
12. 運営推進会議の設置.....	9
13. 協力医療機関、協力歯科医療機関、協力保険施設、協力福祉施設.....	9
14. 非常火災時の対応.....	10
15. 緊急時の連絡先.....	10
16. 身体拘束その他の行動制限.....	10
17. サービス利用にあたっての留意事項.....	10・11
18. 利用者の重度化した場合における対応に係る指針.....	12・13・14・15・16
19. 個人情報の利用目的.....	17

1. 事業者

- (1) 法人名 社会医療法人 恒心会
(2) 法人所在地 鹿屋市笠之原町 27 番 22 号
(3) 電話番号 0 9 9 4 - 4 4 - 7 1 7 1
(4) 代表者氏名 理事長 小倉 雅
(5) 設立年月 平成元年 1 2 月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日指定
- (2) 事業所の名称 小規模多機能ホーム サポートセンターおぐら 2 4
- (3) 事業所の所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町 2 9 番 3 9 号
- (4) 電話番号 0 9 9 4 - 4 1 - 7 3 1 3 (F A X 兼用)
- (5) 事業所管理者氏名 留野 隆彦
- (6) 開設年月日 平成 1 9 年 1 2 月 1 日
- (7) 登録定員 2 9 名 (通いサービス定員 1 8 名、宿泊サービス定員 9 名)
※緊急時の短期利用については、この限りではありません。
- (8) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが、2 人部屋など他の種類の利用をご希望される場合は、その旨お申し出ください (ただし、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります)。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	9 室	全室：個室・ベッド付き。居室 4 部屋は二人部屋への変更可能。
和室	1 室	8 畳
食堂兼機能訓練室	1 室	
台所	1 室	
浴室	2 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業の目的

社会医療法人恒心会が設置運営する小規模多機能ホーム サポートセンターおぐら 2 4 (以下「事業所」という。) が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所は要支援者若しくは要介護者について、そのものの居宅において、又は事業所に通わせ、若しくは短期間宿泊させ事業所において家庭的な環境と地域住民との交流の下で、中重度となっても住み慣れた自宅や地域において安心して生活できる場所を提供し、また食事、入

浴、排泄等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより要介護状態の軽減、または悪化防止に努めることを目的とする。

4. 運営方針

事業所は、「心豊かなふれあい活動で地域福祉に貢献する」という基本理念に沿って、高齢者の安心した、生活を支えるための運営理念を以下に掲げます。

- ① 真にご利用者さんの立場になって物事を考え、より良いコミュニケーション活動を行います。
- ② 進んで地域社会と交流し、自己啓発に努め、明るい社会づくりを目指します。
- ③ 病院・施設と同等の24時間切れ目のない安心したケアサービスを行います。
- ④ 利用者家族のレスパイトケアとしての役割を担い、地域社会に貢献します。

5. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 鹿屋市（鹿屋東中学校区）

※その他の地域については、管理者の命令により実施することがある。

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	午前9時～午後4時
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	午後4時～午前9時

6. 登録定員及び利用定員

当事業所は登録制となっており、利用していただく際には事前に登録していただきます。

事業所の登録定員	29名
通いサービス定員	18名
宿泊サービス定員	9名

7. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（以下、「サービス」という。）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤		非常勤		職務の内容
	専従	兼務	専従	兼務	
1. 管理者		1人			事業内容調整
2. 介護支援専門員		1人			サービスの調整・相談業務
3. 看護師	1人				日常生活の看護・相談業務
4. 介護従業者	7人	2人	3人		日常生活の介護・相談業務

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間：午前8時30分～午後5時
2. 介護支援専門員	勤務時間：午前8時30分～午後5時
3. 看護師・介護従業者	日中の勤務時間：午前8時30分～午後5時 夜間の勤務時間：午後16時～午前9時

8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護給付、又は予防給付から給付される場合
(介護給付、介護予防の給付の対象となるサービス) |
| (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合
(介護給付、介護予防の給付対象とならないサービス) |

(1) 介護給付若しくは予防給付の対象となるサービス

以下のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、利用者及び契約者と協議の上、介護支援専門員の作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下「介護計画」という)に定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・行事等の際は利用者も一緒に調理する事が出来ます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等ご利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、ご自宅での生活上の安否確認等を行います。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくは契約者等からの金銭または高価な物品の授受
- ③ 利用者もしくは契約者等の同意なしに行う喫煙及び飲酒
- ④ 利用者もしくは契約者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他利用者もしくは契約者等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊して頂き、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

エ ケアマネジネント

- ① 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護利用の説明・契約
- ② 利用者に関する課題調査及び分析（MDS-HC）
- ③ 介護計画の作成
- ④ 居宅介護支援事業者等及び居宅サービス事業者との調整
- ⑤ 居宅サービスに関する相談
- ⑥ 居宅サービスの見直し
- ⑦ 要介護等の申請の援助等

<サービス利用料金>

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）全てを含んだ一月単位の包括費用の額

- ・利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。
- ・下記の料金表によって、利用者の要介護度及び介護保険負担割合証に応じたサービス利用料金から介護給付費額又は予防給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります）。

☆月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額は致しません。

☆月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

予防給付及び介護給付サービス

要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
(1 割負担)	3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
(2 割負担)	6,900 円	13,944 円	20,916 円	30,740 円	45,078 円	49,354 円	54,418 円
(3 割負担)	10,350 円	20,916 円	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円

各種加算		算定要件	1 割負担	2 割負担	3 割負担
初期加算 (30日まで)		登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として右記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。	30 円	60 円	90 円
看護職員配置加算(I) (1月につき) 要支援1・2除く。		常勤の看護師を配置している事から、1月に右記のとおり加算分の自己負担が必要となります。	900 円	1,800 円	2,700 円
サービス提供体制強化加算 (I) (1月につき)		介護福祉士を従業員の70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置し、ご利用者へ提供するケアに対する費用です。1月に右記のとおり加算分の自己負担が必要となります。	750 円	1,500 円	2,250 円
認知症加算 (1月につき)	(I)	認知症に関する研修の修了者の配置やご利用者の状態、定期的な会議の開催などに応じて右記料金表によって加算分の自己負担が必要になります。	920 円	1,840 円	2,760 円
	(II)		890 円	1,780 円	2,670 円
	(III)		760 円	1,520 円	2,280 円
	(IV)		460 円	920 円	1,380 円
総合マネジメント体制強化加算(1月につき)	(I)	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、地域における多様な活動の確保に向けて、地域の行事や活動等に積極的に取り組むことや研修会の実施に対する費用です。	1,200 円	2,400 円	3,600 円
	(II)		800 円	1,600 円	2,400 円
看取り連携体制加算 (1日につき)要支援1・2除く。		医師の判断のもと、看取り期における対応方針に基づき、右記のとおり加算分の自己負担が必要となります。64円/日(1日あたり)死亡日から死亡日前30日以下	64 円	128 円	192 円

生活機能向上 連携加算 (1月につき)	(I)	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所の理学療法士等や医師からの助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能向上を目的とした個別機能訓練計画を作成することに関する費用。 (初回利用月～3月の間)	100円	200円	300円
	(II)	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が自宅に訪問し身体状況等の評価を共同して行うことに関する費用。 (初回利用月～3月の間)	200円	400円	600円
若年性認知症 利用者受入加算 (1月につき)	要介護	若年性認知症利用者を受入れ個別に担当を定めた際に、1月に右記のとおり加算分の自己負担が必要となります。	800円	1,600円	2,400円
	要支援		450円	900円	1,350円
口腔・栄養スクリーニング 加算 (6月に1回を限度)		利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供していることに関する費用。	20円/回	40円/回	60円/回
科学的介護推進体制加算 (1月につき)		入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知機能の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出しサービス提供に当たって、必要な情報を活用していることに関する費用。	40円	80円	120円
訪問体制強化加算 (要支援を除く)		利用者の居宅における生活を継続するための提供体制を強化した場合に右記のとおり加算分の自己負担が必要となります。	1,000円	2,000円	3,000円
中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算 (1月につき)		基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に右記に相当する加算分の自己負担が必要となります。	所定単位数(加算含む) ×5/100月		
中山間地域等における小規模事業所加算 (1月につき)		基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に右記に相当する加算分の自己負担が必要となります。	所定単位数(加算含む) ×10/100月		
介護職員処遇改善加算(I) (1月につき)		基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数	所定単位数(加算含む) ×149/1000月		

☆短期利用サービス(1日あたり)

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1割負担)	424円	531円	572円	640円	709円	777円	843円
(2割負担)	848円	1,062円	1,144円	1,280円	1,418円	1,554円	1,686円
(3割負担)	1,272円	1,593円	1,716円	1,920円	2,127円	2,331円	2,529円

各種加算	算定要件	負担率		
		1割負担	2割負担	3割負担
認知症行動・心理症状緊急 対応加算(1日につき)	短期利用において、医師が在宅での生活が困難であり緊急に利用することが適当と判断した場合に7日を限度として右記のとおり加算分の自己負担が必要となります。	200円	400円	600円
サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき)	介護福祉士を従業員の70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置し、ご利用者へ提供するケアに対する費用です。1日に右記のとおり加算分の自己負担が必要となります。	25円	50円	75円
介護職員処遇改善加算(I) (1月につき)	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数	所定単位(加算含む) $\times 149 / 1000$ 月		

(2) 介護給付又は予防給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供(食事代)

管理栄養士の献立により、利用者へ提供する食事に要する費用です。

(宿泊時)

料金：朝食：350円 夕食：440円

(通いサービス時)

料金：昼食：450円

イ 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金：1泊2,100円

ウ おむつ代

利用者の持ち込みになります。

エ レクリエーション活動等

利用者の希望によりレクリエーションや屋外活動に参加していただくことができます。

料金：実費

オ 理美容代

理美容店の方が来所されます。日程に関しては日程表にてご確認ください。ご希望の場合は別途料金が必要になります。

支払方法：支払いに関してはその都度、必要になります。

カ その他

上記以外にも、料金が生じる場合にはあらかじめ説明と同意の上料金を頂く場合があります。

(3) 介護保険証の確認

当事業所のサービスをお申し込み時に、介護保険証を確認させていただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し翌月の15日までに請求書をお渡し致します。ご請求金額をその月末までにお支払いください。

(5) 利用の中止、変更、追加

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時通いサービス・宿泊サービス又は訪問サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

☆ 8.(1)の介護給付若しくは予防給付の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供できない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(6) 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者及び契約者と協議の上で介護支援専門員が作成した小規模多機能型居宅介護計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。評価の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

9. 秘密保持及び個人情報

(秘密保持)

- ・利用者、ご家族に関する秘密は、正当な理由なく第3者に漏らしません。
- ・利用者が、適切な介護保険サービスを受けられるために行います。
市町村への情報提供、主治医等への連絡など、居宅介護支援事業所及びサービス事業者等との連携、連絡等に関り情報提供を行うこととします。

(個人情報保護)

- ・宿泊時の居室等への名前の掲示、面会者へのお部屋等の回答を望まれる方は職員にお知らせください。
- ・その他の個人情報保護については、法令等に基づいて対応いたします。
- ・尚、詳細は別紙「個人情報の利用目的」をご確認ください。

10. 記録の閲覧、謄写を求めた場合

- ・利用者が記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として応じます。
ただし、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

11. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

介護支援専門員

○ 受付時間 毎日 8:30～17:00

また、苦情受付箱を玄関横に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿屋市役所 鹿屋市保健福祉部 高齢福祉課	所在地：鹿児島県鹿屋市共栄町20-1 電話番号：0994-43-2111（代表） 受付時間：月～金 9:00～17:00
鹿児島県国民健康保険団体連合会	所在地：鹿児島市鴨池新町7-4 電話番号：099-206-1024 受付時間：月～金 9:00～17:00
鹿児島県庁くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課(介護保険室)	所在地：鹿児島市鴨池新町7-4 電話番号：099-286-2674 受付時間：月～金 9:00～17:00

12. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者代表、ご家族代表、地域住民の代表者、鹿屋市の担当職員もしくは地域包括支援センターの職員等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

13. 協力医療機関、協力歯科医療機関、協力保健施設、協力福祉施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

恒心会おぐら病院	所在地：鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号 TEL：0994-44-7171
----------	---

さかもと歯科クリニック	所在地：鹿児島県鹿屋市寿八丁目21-2 TEL：0994-44-2003
-------------	---

介護老人保健施設ヴィラかのや	所在地：鹿児島県鹿屋市寿八丁目21-2 TEL：0994-44-0021
----------------	---

介護老人福祉施設朋愛園	所在地：鹿児島県鹿屋市寿二丁目2-1 TEL：0994-41-3340
-------------	--

14. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

防火管理者：留野 隆彦

<消防用設備>消火器・避難誘導灯・非常灯・感知器・非常ベル・火災通報装置・スプリンクラー

15. 緊急時の連絡先

利用者の急変等による緊急時の連絡先は、「同意書」にご記入いただいた連絡先へ連絡します。

16. 身体拘束その他の行動制限

当事業所では、小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動制限をしないものとします。

利用者に対し身体拘束その他の行動制限をする場合は、利用者及び契約者等に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行うものとします。

17. サービス利用にあたっての留意事項

(通いサービス)

- ・原則、通い時間帯は定めていますが、延長利用も可能ですので、希望される場合は事前に職員へお申し出ください。ただし、延長利用時の帰りの送迎は、ご家族での対応となります。
- ・通い利用時間内であれば、何時からでの利用も可能です。ただし、原則送迎に関しては、ご家族での対応となります。
- ・入浴のみや、昼食のみの利用も可能ですので事前に職員へお申し出ください。

(宿泊サービス)

- ・原則、宿泊時間帯を定めていますが、宿泊時間内であれば何時からでの利用も可能です。ただし、事前に職員へお申し出ください。
- ・冠婚葬祭等による急な利用も可能です。利用希望の場合は、事業所職員が24時間待機していますので、ご連絡ください。

(面会)

- ・面会時間は、午前8時30分～午後9時までとさせていただきます。

(外出・外泊)

- ・事業所管理者の許可が必要となりますので、必ず職員へお申し出ください。

(飲酒・喫煙)

- ・飲酒は、原則可能ですが、医師による制限等がない方に限ります。
- ・喫煙は、火災等の原因となりますので、必ず決められた場所をお願いします。事業所内に関しては、原則禁煙になります。

(金銭・貴重品の管理)

- ・金銭・通帳・印鑑等に関しては原則、お預かりできません。また、金銭の紛失等についても事業所は責任を負いかねますので、金銭の持ち込みはご遠慮ください。
- ・金銭問題や財産関係の問題に対して、事業所は一切関与いたしません。

(所持品・備品等の持ち込み)

- ・持ち込みされる物には、名前等を記入してください。紛失の原因になります。
- ・食べ物の持ち込みは、食事に影響のない範囲内をお願いします。特に生ものは食中毒の原因となりますのでご遠慮ください。
- ・事業所内へのペットの持ち込みは他の利用者様もいらっしゃいますのでご遠慮ください。

(通い・宿泊利用時の病院受診)

- ・通い・宿泊利用時の病院受診も可能ですが、ご家族での受診対応となります。利用中に受診される場合は、必ず職員へお申し出ください。ただし、やむを得ない場合等は事業所での対応も致しますので、職員へご相談ください。

(宿泊利用時の付き添いについて)

- ・原則、宿泊利用時に事業所側から付き添いをお願いすることはありません。

(ご家族の宿泊について)

- ・ご家族の宿泊・付き添いに関しての可能ですが、宿泊される場合は事前に職員へお申し出ください。

附 則

この重要事項は、平成21年 9月 1日から施行する。

平成23年	8月	1日改定
平成24年	4月	1日改定
平成25年	7月	1日改定
平成26年	4月	1日改定
平成27年	4月	1日改定
平成27年	8月	1日改定
平成28年	4月	1日改定
平成29年	4月	1日改定
平成30年	4月	1日改定
平成30年	7月	1日改定
平成30年11月	1日	改定
平成31年	1月	7日改定
令和01年10月	1日	改定
令和03年	4月	1日改定
令和03年	8月	1日改定
令和04年10月	1日	改定
令和06年	4月	1日改定

利用者の重度化した場合における対応に係る指針(概要版)

1. 重度化及び看取り介護の基本理念

小規模多機能ホーム サポートセンターおぐら 24（以下「事業所」という。）において、当事業所で実践する重度化及び看取り介護は、本人の重度化及び看取りを行う場所及び治療等について本人の意志を最大限に尊重すると共に、家族の意向を尊重して行うことを旨とする。

2. 当事業所における利用者の重度化及び看取り介護の定義

利用者の重度化及び看取り介護実施の際は、基本的理念及びサービス提供の方針が具体的に定められ実践し、看護師、医師及び医療機関との連携を図り、他職種共同体制のもとで利用者及び家族の尊厳を支えるよう努め、全人的ケアを提供するための人員と設備の体制を整備すること。

3. 急性期における医療機関等との連携体制

利用者の身体状態等に何らかの異常が生じた場合、社会医療法人恒心会 恒心会おぐら病院と十分連携を図っていくものとする。

4. 介護の体制

利用者の重度化及び看取り介護は家族を中心にして、次に掲げる専門職による連携のもと、共同体制下において十分な説明と同意の上、情報の共有と交換を旨として実施されなければならない。

- ・医師又は嘱託医師、主治医
- ・協力医療機関
- ・看護師
- ・介護支援専門員
- ・介護福祉士又は介護職員
- ・管理栄養士又は栄養士

5. 当事業所の環境整備

尊厳ある安らかな最後を迎えるための環境整備に努め、その人らしい人生を全うするための事業所の整備を確保し、当事業所での重度化及び看取り介護に関して、家族との協力体制（家族の面会、付き添い等）のもとにゆったりとした場所の提供を積極的に行う。

6. 介護実践要領

1. 協力医療機関体制（協力医療機関）

社会医療法人恒心会 恒心会おぐら病院

2. 医師・看護師体制

協力病院医師又は、嘱託医師等との情報共有による協力体制を築き、看護師は医師の指示を受け看護責任者のもとで利用者の疼痛緩和等安らかな状態を保つように状態把握に努め、又日々の状況等についてその都度家族に対して説明を行い医師による指示を受けて、看護、介護、栄養、相談部門はカンファレンスに基づき多職種による計画書を作成し看取り介護体制による介護にあたるものとする。

3.看取り時に行う医療行為

- ・酸素　・点滴　・吸引　・抗生物質投与　・苦痛緩和処置

4.経過ごとの対応

利用開始時に利用者の重度化及び看取り介護の基本理念を説明し、本人又は家族に対しリビングウィル（生前意志）の確認を行う。また医師による診断（医学的に回復の見込みのないと判断したときに積極的治療しない状態又は生物学的に老衰状態にあると判断される場合）がされた時を重度化及び看取り介護の開始とする。

重度化及び看取り介護開始にあたり、本人又は家族に対して医師からの状況報告を基に十分なインフォームドコンセントを行い、本人又は家族の同意を得たうえでそのケアに携わる介護支援専門員、介護福祉士、看護師、管理栄養士又は栄養士、介護職員等従事する者が共同し、利用者の重度化及び看取り介護に関する計画を作成し、随時本人家族への説明を行い、同意を得て利用者に対する重度化及び看取り介護を適切に行う。

5.利用者の重度化及び看取り介護の実施とその内容

（１）利用者の重度化及び看取り介護に携る者はその記録等の整備、保持に努める。

（２）利用者の重度化及び看取り介護における職種の役割を定める。

（３）看取り時の介護体制

- ・緊急時特別勤務体制　・緊急時家族連絡体制　・自宅又は病院移動時の事業所外サービス体制

（４）重度化及び看取り介護の実施内容

- ・栄養と水分　・清潔　・苦痛の緩和(身体面及び精神面)　・家族　・死亡時の援助

医師による死亡確認後、エンゼルケアを施行し、家族と看取り介護に携わった全職員でお別れをすることが望ましい。

死後の援助として必要に応じて家族支援（葬儀の連絡、調整、慰留金品引き渡し、荷物の整理、相談等）を行うことが望ましい。

7 利用者の重度化及び看取り介護に関する職員教育

当事業所における利用者の重度化及び看取り介護の理念を理解しその目的を明確にするため、重度者への介護手技及び死生観教育の確立を図るものとする。

8 利用料等の取り扱い

入院期間中において、利用料金等については徴収しないものとする。

【個人情報の利用目的】

小規模多機能ホーム サポートセンターおぐら24では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預りしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービス提供に必要な利用目的】

[当事業所内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
 - ・介護保険事務
 - ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －登録者の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の医療・介護サービスの向上

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者にサービスを提供する他の居宅介護サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所内部での利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生等の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究
 - －運営推進会議への情報提供

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －外部評価調査機関への情報提供

本書2通を作成し、契約者、事業者が記名のうえ、各1通を保有するものとします。

指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項説明書及び利用者の重度化した場合における対応に係る指針、個人情報の利用目的の説明を行いました。

事業所名 小規模多機能ホーム サポートセンターおぐら 24

管理者名 留野 隆彦

説明者名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書及び利用者の重度化した場合における対応に係る指針、個人情報の利用目的についての説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意し、本説明書を受領いたしました。

同意・交付年月日

年 月 日

契約者

住 所 _____

氏 名 _____

代筆者 _____

緊急連絡先 ①

住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ 続柄(_____)

緊急連絡先 ②

住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ 続柄(_____)

請求書・明細書及び領収書送付先

住 所 〒 _____

氏 名 _____